

堺市社会的養育推進計画 第3回懇話会

日 時：令和6年7月29日（月）9:30～12:00

場 所：堺市総合福祉会館4階 第3会議室

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、第3回堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長の立道でございます。よろしくお願いいたします。最初に、本日配布の資料等について確認をいたします。

※ 資料等説明

資料等はすべてそろっておりますでしょうか。それでは、『委員紹介』に入らせていただきます。前回まで参加いただきました委員の皆様以外の自己紹介をお願いしたいと存じます。村上委員お願いいたします。（自己紹介）

この懇話会は、懇話会要綱 第6項に基づき、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。現在、4名の傍聴者がいらっしゃいます。本日の会議内容は、会議録作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のHPへ公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の進行は伊藤座長にお願いいたします。

○伊藤座長 おはようございます。本日もお暑い中お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今回も事務局が丁寧に、議論しやすく作り込んでいただいた資料がお手元に届いていると思いますので、活発なご議論にご協力よろしくお願いいたします。それでは、議事次第に沿って進行させていただきます。次第にあります通り、本日、4つの項目について審議を予定しております。大体、1つの項目について、20分から30分ぐらいで議論をさせていただいたらと思いますので、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。それでは1つ目です。代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組について、事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

○事務局 (1)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
(説明)

○伊藤座長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○神田委員 親子関係再構築にいろんなプログラムを導入されて、おられるんだと心強く思います。そのことについて、今回、用語説明にもあるのですが、ラップアラウンドとか堺版親支援プログラムが出てくるので、簡単で結構ですので内容を教えてください。また、男親塾をどこの外部団体に委託の予定なのかということも教えてください。資料の3ページは、特別養子縁組の成立件数の目標値がずっと実績に合わせて2件ですが、特別養子制度が年齢の引き上げ等もあるのを踏まえると、ケースの掘り起こしもして、~~少し~~目標値をプラス1とか2にならないのか、ご質問させていただきます。

○事務局 事業の中でのラップアラウンドと堺版親支援プログラムについて、資料の用語説明のところのラ行ですね、一番最後の9ページになります。ラップアラウンドを簡単に説明させていただいております。そこに記載の通り、困難を抱える子どもや若者とその家族を真ん中に、声を聞き強みを活かして、包み込むようにチームで支える新しい支援の形として、かなり抽象的な言い方ですけど、かっちりしたプログラムというよりは、考え方に近いところがありまして、当事者本人の意向とか、当事者自身がどうしたいかというところをかなり尊重するような流れも出てきていると思います。そういった流れを児童相談所、児童福祉の中でも展開していこうという形で、当事者である保護者と子どもが、車で言うとハンドルを握りながら助手席に支援者が乗っているような形で、保護者と子どもがどうしたいか、それに向かってサポートをするような位置づけでの話し合いをするという形で、保護者にもピアサポーターがつかますし、子どもにもピアサポーターがついて、ピアサポーターと保護者とそのファシリテーターとかなり複数のメンバーで、家族再統合に向けてどうしたいか、どういうことが心配かということの話し合いを重ねて、親子関係再構築を目指していくようなものになります。

○伊藤座長 アメリカで割と中心となっている子ども家庭福祉、児童虐待とか児童保護のソーシャルワークの中で、その中心になっている考え方で、大阪市の元児相の方で久保さんが、この団体を立ち上げて日本でも広げようとやっているんですが、地域の中で、その家庭をどう支援するかとか、支援者が考えた目標にはめていくんじゃなくて、今おっしゃってくださったように、本人たちがどうしたいかを中心に置きながら、みんなでラップアラウンド、周りから包み込んでいくような、支援、考え方、理念方針です。

○事務局 次に堺版親支援プログラムですが、これはかつてCSP、コモンセンスペアレンティングの考え方で、プログラムをやっていたんですけども、CSPの権利の関係で、CSPという言葉ではなくて、親支援プログラムというふうに名称を変えて、これについてはビデオ見ながら、子どもがこんなとき、こんなふうになったときに、どういうふうな声掛けをするかという、具体的な場面を設定しながら、親子関係について調整していくようなもので、児相の担当者がやっております。実家庭に応じた内容でアレンジしな

がらプログラムを展開しているような形になっております。

○伊藤座長 コモンセンスペアレンティングという言葉を使っではいけなくなって、版權の問題でお金が発生するので、なので CSP を言っではいけないんです。次に、特別養子縁組は年齢が引き上げられたこともあるので目標をもう少し高くできたらいいんじゃないと、ご質問とご意見でしたが。

○事務局 特別養子縁組の成立ケースについては、確かに年齢が引き上げられたと民法改正はされているんですが、やはり年齢の高い子どもさんの養子に向けた委託については、かなり難しいものがあります。過去、堺市でも年長さんや小学生になった子どもさんも特別養子縁組として委託したこともございますが、やはり親子関係、養親さんとの関係性の構築にはかなり苦慮しましたし、いわゆる委託解除になったケースとかもございます。年齢が引き上げられたからといって、安易にできるものかというのは、なかなか厳しい実情はあります。ただ一方で、養育里親として今委託している子どもさんについて、養子の同意が実親さんから取れたので、里親さんと児童相談所とで協議して、子どもさんの意向も確認しながら養子縁組に転換していくことはあり得るかと思っております。幼少期から委託されている子どもさんについては、関係ができているところでは、可能なかなと思っております。実際に、今年度、1件あるいは2件、そういった形で方向性をシフトチェンジできるようなものもありますので、件数としては上がるのかもしれないですが、かなり特別養子縁組の同意を取れるのも難しく、本当に預けると言っ、直前までおっしゃっていた保護者さんが、実際、生んでみるとやっぱりやめるということも多々ありますので、なかなか難しいところはあるかと感じております。

○神田委員 ラップアラウンドのピアサポーターとかファシリテーターも児童相談所のスタッフが担うのですか。

○事務局 今のところそういった形で入らせていただいております。

○伊藤座長 今のところで重ねて、その特別養子縁組も年齢が引き上げられたというところだけではないのですが、その養子縁組の候補となる子どもたちを把握するための一つの方法として、今、児童養護施設に措置されていて、1年以上実親との面会交流がない子はどれぐらいいるのか。1年以上面会交流のない親御さんにアプローチして、それでも駄目だった場合に、養育里親であったりとか、実親との面会交流が全くない子に家庭養育の保障を進めていくのも、パーマネンシー保障の一環としては大事なかなと思うんですけど、そのあたりの把握できていますか。

○事務局 毎年、所内の方で各ワーカーを対象に自分の担当している入所中の子どもさんについて、里親委託、特別養子縁組を含めて、里親委託の可能性があるかどうか、親の面会状況がどうかという調査を実施させていただいています。そういった調査の中で特別養子縁組でいけるのではないかと、親が行方不明になっているようなケースも含めて、調査は毎年していますので、その中でケースワークが動いて、特別養子縁組に繋いだケースもあります。今後も繰り返していくことにはなるとは思っております。

○伊藤座長 そういう内容も、今後の取り組み方針の中に入れていただくと、その年齢の高い子のパーマネンシー保障もしっかり堺として取り組んでいくんだということも伝わると思うので、そこも入れ込んでいただけたらと思いました。

○中村委員 特別養子のところで、確か法律が変わったということで、年齢要件とか、特別養子の適格確認も申し立て内容も児相長ができると変更があったんですけど、ただ、特別養子の要件自体が変わってるわけではないので、やっぱりハードルの高さ自体は、以前の通りかなと思っています。今のご議論と逆行することになるかもしれませんが、特別養子に関しては、数値目標というところが本当にどこまで立てれるか。自分がやっているケースの経験に基づいたことしか言えないんですけど、どうしても偶然に左右される部分が非常に多いですね。ただ、そこがしっかりこの子にとって必要なんだというところの意識を持って取り組んでいくことしか、なかなか言いにくいのかなと思っています。なかなか判断が難しいのが、行方不明ケースだと私は思っていて、どれぐらい行方不明だったら、特別養子に切り替えるんだみたいな議論が、私が担当している児童相談所でもあるんですけど、基準があるわけではないので、そういうところはチームで取り組んでもらって、個々のワーカーさんで判断できるわけでもないと思いますし、それこそ抽象的な言い回しなのかもしれませんが、勘所みたいところで、よし行こうかみたいところが出てくると思うので、そこがどうにか組織決定できるようになっていけば、いいのかなと思います。

○伊藤座長 目標として何件から何件って、立てにくいかもしれないけど、その取り組み方針の中になるべく必要な鍵を探していくってということも取り込めばいいのかなと思います。

○池尻委員 男親塾のところで令和7年度から外部委託されると伺っているんですが、これはどのような外部団体に委託されるのかということと、それと、個別カウンセリングを令和2年度に実施されているということで、2名の有識者の方がいらっしゃって、保護者向けのカウンセリングというところですが、どのような方に担っていただいているのでしょうか。

○事務局 男親塾に関しては、立命館大学にお勤めしていた中村先生にお願いしているところで、中村先生が退官されまして、中村先生ご自身が外部団体を立ち上げて、男親塾とこれまでやってこられた事業等も含めて立ち上げるということなので、変わりなく中村先生にお願いする形で今調整しております。個別カウンセリングについては、お2人をお願いしております、心理カウンセリングとして、お1人の方はプログラムの、何回かの形のパッケージでカウンセリングをやられています。もう1人の方は、特に何回かということではなく、相談に応じて月1回程度やっているところです。その辺も方針会議の中で、保護者への支援が必要だと話になったときに、保護者支援として、個別カウンセリングのどちらの先生が、この保護者さんに合うかということも話し合いながら、適したカウンセリングに繋いでいるような形になっています。

○丸山委員 親子再構築支援というのは、母子生活支援施設の中でも大きな柱となっております。実際、私たちの施設にも他市さんから再統合支援の依頼があって、入所されているケースの方もいらっしゃいますけれども、堺市さんでそういった方を入所させる措置をしていただいたということがあまり思い浮かばないです。そもそも周知がされてないからなのか、何か理由があるかなど、教えていただきたいです。私たちは母子の支援を専門的にやっている施設なので、入所が難しければ、子育て短期支援事業を使って、1週間ほどでも24時間子どもとペアの生活を見守るという専門的な施設だと思っているんですけど、ここにもどこにも記載がなくて、それ何か理由があるなら教えていただきたいなと思っています。

○伊藤座長 母子生活支援施設における親子再統合支援、事務局いかがでしょうか。

○事務局 今ご説明させていただいたのは、児童相談所におけるというところで説明させていただいておりますので、母子生活支援施設におけるというところでいいですと。

○丸山委員 児童相談所の中に、再統合支援が必要な方もいらっしゃるじゃないですか。その方を措置ないし子育て短期支援事業に繋ぐことは可能だと思うんですけど、その横の繋がりだとか、調整というのはないんですかね。

○事務局 ショートステイに関しては、法も変わりまして、利用勧奨というところで。今までのショートステイでいいですと、本人、母子とかが、入所する際には契約によって利用するというところですけども、法が変わって、利用勧奨といいまして、区役所の相談支援員が母子家庭に対して、この制度を使った方がいいですよということをもう少し強く行政処分でいう。これが各区で始まっていますので、必要なお家庭というのは、要保護であったり、要支援であったり、より子ども相談所に近いご家庭になりますので、

そういった制度を使いまして、今後、母子生活支援施設にもそのようなご家庭が繋がる可能性はあると思っています。堺市内でもその周知をやっていっているところになりますので、今後、令和 11 年度に向けて取り組みを推進していくところです。

○伊藤座長 今回の丸山委員のご意見に触れてコメントすると、資料 2 の 2 ページでお話していただいているところと、親子分離をしていた親子を再統合していくにあたっての親子関係再構築にあたって、CRC とか男親塾とかいろいろ使っていますとご報告されていると思うんですけど、例えば、母子分離をしていた親子を再統合して、家庭復帰で地域でいきなり生活するのは難しいから、分離していたのを再統合して、でも地域じゃなくて母子生活支援施設に入所して再統合支援を行うみたいなパッケージも考えられるかと思うんですね。何かそういうのはここに入ってこないんでしょうかっていうような疑問だった。他市からはあるけれどもということだったので、今後も含めこれまではなかったけれども、このあたりはどうなんでしょうか。

○事務局 母子生活支援施設の活用というところの項目はこの後ありまして、ここではパーマネンシーの項目であるということとです。母子生活支援施設とか児童養護施設とか、その項目において、母子生活支援施設の活用はショートステイとかパーマネンシーというような文言も使いながら、施設の項目のところでは意識して記載しているつもりなんです。パーマネンシー保障の部分での母子生活支援施設っていう文言が入っていないので、こちらの方にも何らかの形で、入れる検討をしてもいいかと思いました。

○伊藤座長 この懇話会、今日 3 回目でもう次回が 4 回目で、基本的な考え方とか全体像に関することになってくるんですけれども、母子生活支援施設の活用とかの部分について議論する機会がないので、さかのぼってでも今のところでもいいんですけど、丸山委員のご意見をどう入れ込むか検討していただけたらと思います。

○福田委員 資料 1 の要因分析の②のところで、保健センターと連携しているが、民間あっせん機関につながる事例も増えており、ニーズが減少傾向にあるということと、後ろの資料 2 を見ていくと、割と福祉との連携、かつ、家庭養護促進協会とも連携してついているところが見えてくるんですけど、この最初の特別養子縁組適用性が高いようなケースが上がってきたときの具体の接し方みたいなのが、どうなっているのかと気になっていまして、1 ページで言う民間あっせん機関が、家庭養護なのかそれ以外はどうかと思っているんですが、どういうふうに把握されていますか。

○事務局 資料 1 の要因分析の②に書いてある民間あっせん機関は、本当にいろんな団

体がございます。そういった一般の民間機関ですが、家庭養護促進協会以外のものを指して書かせていただいております。特別養子縁組に繋がる事例は、いろんなパターンがあるのですが、ここに記載している事例で言いますと、各保健センターが妊娠届を受理して、実母さんが育てられない、養子縁組に出したいというようなご相談だったときには、すぐに児童相談所の方に一報が入りまして、相談を受けます。実親さんの方がいろいろ調べて民間あっせん機関ということもおっしゃることも結構多くて、そういった方は基本的には、児童相談所で特別養子縁組に繋がるというよりかは、民間あっせん機関をご自身で探されて、そちらで繋がっていくことが多いと思います。一方で、いろいろご相談される中で、児童相談所でお願いしたいという方もいらっしゃると思います。あとはケースワークの中で赤ちゃんのときに保護されて、ずっと施設措置あるいは里親委託されてたけれど、親御さんと全く連絡が取れないとか、あるいは上の子どもさんへの対応とかを考えると、おそらく実親さんとして何らか交流とか見込みがないようなケースに関しては、実親さんにかなりアクション、アプローチをして、何度も家に行ったりとかいうことを重ねて、実親さんの同意を取りに行つて、養子縁組に繋げる事例もありますので、本当にいろいろかなって言うところです。

○福田委員 多分いろいろなんだろうなと思ったんですけど、多分、市としてそのいろいろの進め方が、どこら辺が適当なのかを、ある程度の見込みを持って、斡旋団体と繋げていくっていうことを検討した方がいいのかなと思ひまして。先ほど後段で出てくる課題でいくと、家庭養護促進協会を使いたいんだけど、背景があつてなかなか難しいって話もあつたと思うんですけど、民間あっせん機関の中には、様々な背景があることを前提とした特別養子縁組を進めたいという民間あっせん機関もありますので、そのケースごとにどう進めていくか。多分、検索するとトップに上がってくる民間あっせん機関はわりと限られてくるわけですけども、そこをどう判断していくのか。事業が始まってあまり歴史がありませんので、果たして本当に大丈夫なのかなって言うような民間あっせん機関もないこともないということと考えたときに、先ほど中村委員がおっしゃつた、何か偶発性というか、そこらも含めて、民間あっせん機関の方が割とすっきりしてる、迷いがないんで。児童相談所でやっていくと普通は迷いますよね。この子にとっての最善の利益って何かなって言うのを、生まれたての時点で判断するなんてよっぽど難しいことで迷っちゃう。なので、迷った方がいいのか、迷わないのかがいいのかみたいなところは、多分、誰が相談に乗るのか、それはどの機関が相談するかによって変わってくるので、その流し方。結構、偶然が多いなと思つてて、なんでその機関に行つたんだろう、多分、お母さんがたまたま探しちゃつたんだよね。何かそこらはその戦略的に繋げていく方法を考えた方がいいだろうと思います。それからもう1個、資料2の1ページで、評価のための指標のところ、ここで説明して下さった乳児院と児童養護と里親ファミリーホームでの措置機関が、どう違うのかということですけど、その中で一

般に里親ファミリーホームは、長期の委託のイメージが強かったんですけど、数字を見ると実はそうではないときに、多分、その中身の要因分析っていうのも必要なのかなと思ってまして、実際、長いか短いかももちろんあるんですけど。もう一つ親族等との関係がしっかり作られているのかどうかみたいなのところも、多分、あんまり国は気にしてないのかなって気がします。堺市では気にしていただいた方がいいのではないかなと思いました。そのポイントが設置体制を整備しますか、しませんかで、ご説明を聞くと、基本的には体制は置かない、担当を置くんだということでした。他の自治体の話を聞いても、結局、担当部署できるかどうか、人の配置があるかないかに関わるんだ、みたいなのところも伺っているんですが、ただ、部局を設置してそこで数字を見ながら進行管理をすることで、かなり親子関係の再統合が進むのではないかという話を聞いたことがあるので、ぜひいずれは、それに特化した動きを専門的にやっていくということはあった方がいいのではないかなと、個人的には思っています。

○事務局 本当におっしゃる通りで、平均措置期間等についても改めて、この計画を策定するにあたって、さかのぼると、いろんな推移が見えてきますし、細かい部分の要因分析も今後した中で、本当に親子関係の交流があるのか、どうなのかということも含めて、数字だけに表れない部分を見ながら、体制の整備が必要かどうかというところは議論を重ねていかないといけないと感じております。

○伊藤座長 今回、国が新しい指標とか目標値を示しなさいってことを出しているんで、こういうデータを見ていかざるを得ないわけなんですけど、今、福田委員からも要因分析という言葉が出ましたけど、堺は里親ファミリーホームが41ヶ月で、養護の58ヶ月より短いけれども、これが何で短いのかですよ。不調が多くて短いのか、とても計画通りで、割と短期のご利用のお子さんを委託しているケースが多いのかとか、それによってもずいぶんこの数字の読み取りが変わってくると思うので、平均が長ければいいとか短ければいいって問題じゃないよ、なんかモヤモヤしながら、でも国が示しなさいというのを示すんだけど、やっぱりその中身の説明が、大事なかなと思ったりするので、その辺りは、意識して書きぶりを工夫していただけたらと思います。

○福田委員 委託が進まない要因みたいなのところで、見ていく必要があるんだと思うんですけども、割と実親さんが認めてくれないんですよっていうのが他の自治体の話を聞いていると多くて、そういった記述はあまりなくて、そこは大丈夫という意味でみてもいいんじゃないでしょうか。

○事務局 養子縁組の同意が取れないケースも多いです。上の子どもさんの養育状況を見ていくと、もう児相としては、特別養子縁組の方が適切なんじゃないかと思った事例

についても、保護者さんにお話をすると、やっぱり嫌というふうにおっしゃられるところがあるので、拒否になると本当に児相長で申し立てしていけるのかどうなのかっていうところの精査が必要になってきますし、行方不明とかになっていただけると、ある程度年数を重ねればなんとかいけるのかなというところはあるんですけど、時々連絡が取れて、不同意の意向を示されたときには、どこの自治体も苦慮しているところではあるのかと思います。ただ、児相長の申し立てがスタートしてまだ数年ですので、各自治体がいろいろな事例を重ねながら、どういった子どもさんについては、行くっていうことも選択肢の一つにやっていけばいいのかなというふうに思いました。

○伊藤座長 それでは、2つ目の議題に進みたいと思います。里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組みということで、事務局からご説明よろしく願いいたします。

○事務局 (2)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けて取組 (説明)

○伊藤座長 それではただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○池尻委員 資料1の3ページですけど、堺市さんの目標とする里親等の委託子ども数は令和6年度時点で182人で、11年度に175人になっているんですけど、既存計画で目標としている子ども68人、委託推進による増加110人で、少し差が出ている。このグラフ見たらそう感じるんですけど。なぜですか。

○事務局 このグラフにつきましては、5年前に作った計画のものです。188, 182, 175, 令和21年度には175というこのラインにつきましては、当時算定式がございました。国の示す算定式通りに計算すると、このような計算数値、人数になるというところなんです。しかしながら、当時、令和元年度に40人だったんです。里親委託児童数が。令和11年度に175人となると、10年で135人の増というところになりまして、あまりにもかけ離れた数値目標になるということになりましたので、一定の根拠を持って110人をお示しさせていただいて、まずこの35.3%を目標で、令和11年度に向かってやっていこうと、目標を設定したという経過がございます。

○田中委員 里親への委託等をいろいろやっておられるんですけども、実際、委託率が何で上がらないのかというところも、一つ教えていただきたい。実は、先日、大阪市の人とお会いしたら、とにかく今はもう施設にいる子どもで、この子は里親にどんどん出していったる状態やというところも聞いています。しかも一保では、受け入れ先がない

ぐらいパンパンやというところで、実際、大阪市に引っ越そうかなと思ったくらい、そんなたくさんの子どもが大阪市にいるんやったらっていうぐらい。堺市としてはどうなのか、なぜ委託率が悪い、少ないのか。もう一つ聞きたいのは、その里親さんで、おそらく乳児希望だけ、何歳までお願いしますというのは、どのぐらいそういう方がいるのか。ただ単に里親さん欲しいんです、集めていきましょうと言って、里親会として動いたとしても、いや一体どのぐらいの数いるんですか、何のために必要なんですか。説明会で説明する里親さんも、大変なこともあるけど、こうなんだよっていうね、そういう説明もしているわけですよ。その辺りも含めて要は何でこの委託率がまず上がらないのか。そのあたりをしっかりと教えていただきたい。

もう一つは、広報啓発するって言うけど、今後どういうふうに啓発するんですか、どうしていったら良いんですか、その案はあるんでしょうか。今までこれずっと5年間で里親支援機関とか、令和11年度5年計画をしているけど、人口がどれだけ減るかわかってますか。各民間企業は、5年先10年先の人口推移まで見ているわけだから、今の間に何人確保しないとイケないって全部考えとる。令和11年度に向かってやろうって言うっても、里親支援機関を立ち上げますよって人がいりますよね。そのときに人材確保できてますか。3年5年計画で素晴らしいこの資料すごいなあと思います。こんな資料、僕やったら作られないと思うんですけど、その辺りも含めてどう考えておられるのかを教えていただきたい。

○事務局 質問ですけど3点あると認識しました。委託率が上がらないというのが1つ目、どのような広報をしていくか里親登録について。3つ目が人口減の理由というところで、その人材確保、職員、支援員というところですね。

○田中委員 もう一つ、今、児童養護施設です。職員の配置基準がわからないんですけど。児童養護施設においての職員の配置数の基準ですね、何人に対して何人ですっていうのがあると思うんですよ。今後、人材不足は必ずあると思うんです。そのときの今、現施設の離職率って何%でそこを踏まえて考えておられるのかな。だから早いこと要は里親委託をしていかないと、児童養護施設にいる職員の配置基準が割ったときにどうなるかです。誰が子どもを見るんですかということも一つは聞いておきたいな。

○事務局 まず人口減の人材確保の関係でお話させてもらいます。児童養護施設の話も出ました、井上施設長もおられますが、施設において人材確保難しいです。保育士さんにつきましては、こども園であったり保育所に人材が流れてしまう、夜勤がないのでそちらの方がワークライフバランスは、今の若者にとって望ましいというところになっていきます。ですので、なかなか児童養護施設等々の施設には人が集まりにくいというような状況になっています。しかしながら、里親と施設というのは両輪でやっていくという

ところになりますので、我々の要望として国に、その保育所こども園並みの待遇が得られるような、給与制度であったりとか、福利厚生であったりとかそういった要望をしています。堺市としても、施設を応援する取り組みをしていきたいところでございます。確かに人口が減っていくので、職員数も減っていくというところにはなりますが、人材確保に努めていきたいとは思っています。5年前に立てた、代替養育を必要とする見込み数も、減らしているということになります。その辺は児童人口も少子化に伴う減になっておりますので、そこは見込んでいる状況になっています。

あと里親センター、支援センター業務をするにも人材がいるというところになります。これも児童養護施設と同じように、児童福祉施設の扱いになりますので、行政が最低基準に基づいて評価する必要もでございます。ですので、人材確保というところは、児童養護施設と同じように必要だと思っておりますので、そこができる母体のある民間事業者を必ずセレクトをさせて見込んでいかなければならない。

もしくはそれができなければ、例えば児童相談所を中心とした里親支援をやっていかなければならないというところは、想像しております。

次に、委託率が少ない理由と広報です。委託率が上がりにくい理由の部分ですが、令和5年度におきまして、堺市においては20.4%で、5年前の令和元年度でいいますと13.4%ということで、7ポイントぐらい上がっています。ですので、ちょっとずつ階段は上がっているっていうところで、一気に上がらないと思っておりますが、微増していますので、厳しいご指摘とは思っていますけれども、この取り組みを続けていく。新潟であったり福岡であったりという他市の分析をさせていただきながら、今後も取り組んでいければなと思っています。

大阪近辺の自治体というのは、要保護児童も多いので、20%前後もしくは10何%というところなんです。なかなか多くのお子さんを里親さんに預けるっていうのは難しいというところで、微増になっているかと思えます。広報ですが、いろいろ企業さんとマッチアップさせていただいて、様々な取り組みをさせていただいております。SDGsの関係であったりとか、寄付をいただく企業さんであったりとか、様々な民間施設、また民間の場所をお借りさせていただいて、里親の啓発を委託事業者、子ども相談所、子ども家庭課3者でもって、土日関係なくさせていただいているような状況になっています。ターゲットを絞った広報というのもやっていますが、まずは今、堺市として考えているのは、広く認知されていない里親というのを、市民の皆様にはわかっていただく、そして、分かっていたら、ターゲットを絞って、例えば、女性の方で40歳ぐらいの方でというような具体的なターゲットを絞って、この人たちが行かれるショッピングセンターを目掛けて、広報啓発するのも必要だということです。実務者会議で議論をしていながら、広報啓発の計画を毎年毎年練っているような状況となっています。

○田中委員 広報活動に行く里親もある程度決められてきているんですよ。行ける人っ

ていうのは少ないし、実際に委託を受けている人じゃないと行けてない。そういう人ばかりじゃないんでね。何を言いたいかと言うと、本当に我々里親さんが必要だと言ったとしても、今、この委託率見た時に、里親してすぐ来るの、いや来ない、そんな話した時に、中にはそれやったらいいわ、そういう人はどういう考えで来てるのかわかりません。これだけの子どもたちが助けてほしいという手を上げているんです。その中で里親さんとこの委託率はこれだけで、まだまだ足りないんです。だから、だから里親さんお願いしますよ。というのと、里親さんなりませんかでは、全然説得力が違うでしょう。そこを言っているんです。堺市もこれだけやって行政も力を入れてみんなで一生懸命この堺市の中でやっていかないといけない、子どもたちを守るんやという意志です。やっていかないと、里親さんも私も真剣ですよ、毎日が真剣です。すごいでしょ、いろいろ考えてるからやっぱりさすが行政やな、こんな資料を作るのもすごい。もう素晴らしいなとは思いますが。もう一つ欲しい、だから委託率を上げてほしい。だから足りないことを訴えたい。

○伊藤座長 先ほど事務局からも説明がありまして、全国平均の委託率よりはちょっと堺は少し下回っておりますけれど、ここ5年、7年の間で少しずつではありますけれど、委託率を上げてきていて、その中でいろんな取り組みを行ってきた経過があります。確かに広報啓発とかリクルートの部分ですね。各要因分析、資料1の2ページのところの①番で、各ターゲット層に合わせた広報啓発・リクルートとか継続的に必要と書いていただいているので、資料2の4ページの資源の整備取り組み方針のところ、○の3つ目ですね。里親委託の検討対象となる子どもの数を把握するために、毎年、子相の中でアンケートを実施するってありますけれど、つまり、もっとその里親なりませんかというところの広報をするにあたって、子相の中で、例えば去年1年間、担当のケースワーカーが新規で施設に入所措置をしたケースの中で、本当は里親に措置をしたかったけど、里親が見つからなくて施設に措置をしたっていう子どもは何人いますかとか、本当は里親が良かったんだけど里親が見つからなくて施設にした、その理由は何なのか、子どもの年齢が高かったのかとか、里親さんとのマッチングがうまくいかなかった、里親さんのリクエストが多すぎたとか、それとも子どもの特性が里親養育ではしんどいってなったとか、実親の同意が取れなかったとか、そのあたりの施設に新しく措置をした子どもたちがどういう理由で里親を諦めてとか、見ていくと、じゃこういう層の里親さんが増えると、本当はケースワーカーとして里親に委託したかった子どもがもっと行けたのになってるので、ターゲット層に合わせた具体的な戦略、今後の戦略っていうのも立てやすいのかなとは思いますが。その一方で、このアンケートをとることで、実際そうは言っても難しいぞっていうところも見えてくると思うんですよね。いきなり里親であると思春期の子はやっぱり難しいとか、なので、そのあたりこれからの今後の取り組みの中のやっぱり分析ですよ。現状の分析をなぜ今、その里親委託が少しは良くなったっけど

20%前後なのかっていうようなところを分析していくのが大事だというふうに思いました。

○村上委員 目標の数値で、この令和6年から11年にかけてですが、これ最初、国が言ってるからみたいな感じで、3歳未満75%というふうに書いていると思います。今のこの上がり方を見ていると、ここ2、3年が微増してるから、この数値にしてるのかわからないんですけど、数字だけ見ると、夢物語といえますか、言い方悪いですけど、本当にいける数字なのかなというふうに、少し疑問に思いました。この取り組みも本当にこの取り組みだけで、この目標の数字となるところが達成できるのかというのと、ここもフワッとした書き方しかしてないので、具体的にどのようなことをして、この数値に持っていくのかっていうのをお聞かせいただきたいです。

○事務局 数字のところで言いますと、資料1、3ページのグラフと表のところでもお伝えしていますが、令和11年度末の110人の委託児童の数値目標とか、あと現行計画の中でも、里親の目標登録数を177組にしており、ある程度、目標の数値がはっきりしているところがあります。あと前々回の会議の中でも、令和11年度の社会的養護が必要な子ども数を257名程度ということで見込んでいるところがありまして、そういったいろんな数字を国の算式で合わせていくという形でこの数値が算出されたところがあります。具体的に申しますと、令和11年度の社会的養護が必要な子どもの数の257人中、0歳から2歳の子どもさんが20人という想定をしております。なので、その75%の15人を里親委託に進めていくという形で目標を設定しております。現在、3歳未満の里親委託児童数ですが、令和4年度には10人になったことがあり、令和3年度には3歳未満で11名、里親委託をしていた実績もありますので、母数が少ないので、各年度変動、かなり乱高下するところがあります。なので、絶対に難しい数値ではないと思っています。逆に3歳から5歳とかになりますと、過去が一番大きくても20名ぐらい。算式でいうと、50名を見込んでおりますので、それに0.75をかけた38人、3歳以上の就学前38人を里親委託していく必要があるんですが、過去実績で20名というような数字もありましたので、現状の数字を踏まえて、人数を増やしていく予定と思っております。

○伊藤座長 高すぎる目標に見えるかもしれませんが、頑張っていきたいという感じです。よろしくお願いします。

○福田委員 稼働率が悪くないっていうか、全国的にみたらいいんだ。それが数字に表れて出てきたというのは良かったと思っています。一方で、どうやって里親さんを増やしていくのかというのが、大きな課題だと思っていまして、その里親イヤーがありまし

たので、例えば、それがどの程度効果があったのかを検証して、次のステップに行こうかを考えていく必要があるだろう。ある意味、広報戦略とか、人に何か物事を知ってもらう取り組みを専門的にやってる人の意見を聞きながらやっていかないといけないんだろうな。それから、未委託の里親さんが、多分、まだいらっしゃると思うんですけども、そこについての取り組みが年1回程度は調査するということだったんですが、感覚的にはより密に連絡を取ってもらって、今、その未委託の里親さんがどんな意向なのかとか、どんな子どもなら委託ができると思っているのか、もしくは、児童相談所としてはどういう子どもを委託したいと思って里親さんを探しているのか、みたいなところでお互い顔が見える中で、だからうちは来ないんだというのがわかる状況があると納得すると思うんですけど、いや、うちいけんねんけど来ないな、なんでかなって、うちあかんのかな、それとも児童相談所の里担が動いてないのか、何かよくわかんないなみたいな状況だとストレスがあって、自分はほっといても他増やすんかい、みたいなところもあるのかなというふうに思いますので、そこは一步ですね、その増やした後、どう一緒に協働していくのかということは考えていく必要があるんだろうと思いました。あと、多分増やしていくのと委託率も上がっていくと、難しい子どもを委託していくことにきつとなるんだろうと思うんですけど、そういう中で、専門里親の数を今は3組で、最終的には5組だということなんですけど、その根拠は何だろうか、みたいなところが知りたくて、感覚的には、その虐待を受けたりとか障害があったりとか、そういう子どもを受ける里親さんって多いんじゃないかなと思っています。そこをどうその専門里親に引き上げていくのか、もしくは、専門里親使いにくいなというのであれば、どういった形でその里親さんの専門性を引き上げていくのか、みたいなところは考える必要があるのかなと思いました。それから、年に10組ぐらい新規でいくと、令和6年度は11組だということなので、やっぱり難しいないうところだと思うんですけども、里親審査部会の年4回、もし20件来て、更新件数もあったときに回るのかなみたいなところは、事前に考えておいて先の予想を考えた方がいいのかという印象を持ちました。

なんかストレスを感じるな、頑張っているのに結果が出ないみたいな印象があるんですけど、稼働率が悪くないっていうのは堺市としては自信をもっているところだと思いますし、そのことをやっぱり里親さん、もしくは施設と一緒にやっていく、もしくはそのことを里親さんもわかっている中で進めていくことが必要なのかなというところですよ。

○事務局 未委託の里親さんについてですが、例年、未委託里親さんについては里親支援機関が未委託里親さんの現状等を調査して、それを児童相談所と共有するというような会議をしています。今回、社会的養護関係データとして、参考資料をつけさせていただいております。一番下の里親完全未委託率という形で、言葉を作らせていただいておりますが、令和6年3月末現在で、過去1年間で一時保護委託とかレスパイトとか週末とかも含めて全く里親活動していない方を完全未委託として算出させていただきました。

完全未委託数の列を見ていただけたら、親族・親族養育はもちろんゼロになるんですが、養育里親さんでも7組なんです、この方は短期の里親活動を希望されている方が多くって、仕事の都合であったり介護の理由ということで受託できないという回答をされる方が含まれています。あと、養育・養子と養子縁組里親の完全未委託数は11と4ですけれども、ここの11と4の方については、そもそも養子縁組をご希望されている方が多くて、11組の完全未委託のうち、7組が養子縁組が成立されていて、他の4組は養子待ちで、養子縁組里親として登録されているけど、完全未委託の4も養子待ちという形になるので、なかなかその未委託とはいえ、いわゆるその養育里親としての長期の養育に転換できる方が、ほとんどいないという状況もありまして、そこら辺の活用はかなり難しいところがあると思っております。あと、ご指摘いただいた専門里親さんについては、本当におっしゃる通りで、堺市としても、子どもの最善の利益を考えて委託を考えますので、やっぱり難しいというか、不調を予想する中で子どもさんを委託するわけにいかないというところでは、かなりマッチングについては慎重にならざるを得ないなと思っています。ただ委託児童数もどんどん増える中で、かなり里親さんからのご相談が増えたりとか、子どもさんとの関係で週1回、面談をしないといけないようなケースも増えてきている中では、かなり専門的な知識を持つ専門里親さんが必要になる時期にもなっていると思いますので、専門里親を広げていくという取り組みも継続していくということになるかと思っています。

○伊藤座長 福田委員からあった、これまでやってきた里親啓発活動とかの効果測定っていうか、それは大事なかなと思いますね。去年、ララポートとか子育て世代が集まるところでやってみたけど、その後、相談がどれぐらいあったらどうか、堺里親イヤーのいろんな啓発活動の結果、問い合わせとか相談がどれぐらい増えたとかいうようなところは、ぜひ次の戦略に繋げていただけたらと思います。もう一つが今、福田委員からもあった里親さんの意向確認も含めた里親さんとのコミュニケーションの部分は、一定大事だと思っている。コミュニケーション+今後の里親推進に向けた取り組みの中で、登録前研修、資料2の6ページで、基礎研修、登録前研修、更新研修など必修研修以外の研修の実施回数とか受講者数のところをもう少し目標を上げてもいいのかなと思うんです。もっと委託をして欲しいっていうけど、いやいや、相談所として安心して委託できる里親さんがどれぐらいいるのかとか、なぜ未委託なのかの理由が伝わってなかったり、その意識が里親さんと共有できてない。里親さんとしても委託をしてほしいというのであれば、やっぱり相談所との信頼関係とか、コミュニケーションをしっかり取るとか、それなりにスキルアップをして、今、事務局からも説明あった通り、難しいお子さんを委託しないと確率は上がらないですね。もう簡単な子どもはいない中で、子相としてこの里親さんだったらお願いできるっていう里親さんが何人いるのかという量も大事だけど、質の担保も大事なので、里親さんのスキルアップの研修をどうしていくの

かとか、例えば児相との合同研修とか一緒に高め合いながら、コミュニケーションをとりながらやっていくっていう里親さんのスキルアップ+児相と里親さんとのコミュニケーションを図っていくっていうことがすごく大事なのかなと思って、子どもの養育は協力関係パートナーシップなので、児相と里親さんがチームになって、ワンチームで一緒に育てて行く必要があると思うので、何かそういった取り組みもここに入ってくるといいのかなと思いました。審査部会の回数は、里親の登録数が増えて更新が増えたら増やさないといけないなって。確かに、今4回やっていますが、増えると時間数が長くなりますね。

○事務局 里親審議会のメンバーについては、秘匿にさせていただいています。堺市においては、新規が2,3件と更新が4,5件ぐらいの件数を1回でさばいています。おっしゃられた通り新規が増えてきたら、更新も増えてくるということになりますので、いろいろなやり方を模索しなければなと思います。

○伊藤座長 新規登録が多い自治体は月1ですね。

○事務局 国の方で今年度、里親の委託推進に向けてのネットワーク会議を年4回程度開催してくれることになっていまして、各自治体のいろんな取り組みを共有したりとか、審議会の回数も国から回数が少ないことで、登録まで長時間要してないですかっていうようなご指摘もあったりして、堺市の4回っていうのは、自治体の規模的には、多い方ではあると思うんですけど、確かに更新もかなり丁寧に審議させていただいているので、そういったところで全体としてどうかは、登録希望者が増えていくのであれば、回数も検討していければと思いますし、各自治体のいろんな情報をキャッチしながら、取り入れるところは取り入れながら、進めていきたいと思っております。

○神田委員 先ほど大阪市の話も出ましたが、私は大阪市にも関わっているんで、大阪市も施設がなくって、この間は徳島の施設に行きましたし、もう一つは、入所前提で一時保護をしている子どもは、どうしても施設が空かなくて、やむなく家に帰るということも発生している状況で、里親さんもフル稼働しないと回らないという緊迫感が、堺市と違うんですけどでも、そういうことも今起こっているというのも現実だと思っています。そして、その中でファミリーホームは、ずいぶんと定着をしてきて、堺も増えて嬉しく思いますし、大阪市でしたら、本当に難しいケースをファミリーホームにお願いしたり、ある区ではファミリーホームが地域の子育ての相談の拠点になっていたり、困ったら一時保護委託ということでお泊りもできるよ、みたいな役割も果たしてきて、将来のその地域の中のファミリーホームというのが子育て拠点のような、そういうモデル的なところも出てきているので、堺もぜひ各区1ヶ所の目標を設定していただいているんで

すけど、それが実現したらいいなと思うんですが、ファミリーホームの条件っていうのは、一つは広さの住宅条件があるのと、ほとんど養育里親さんの経験の方だと思います。他に何か条件はあるんですか。

○事務局 堺市でファミリーホーム開設していただいている方は、元々皆さん養育里親としての活動があってというところで、養育里親として何年以上委託を受けた経験がある等。この他に要件はあるんですけども、養育里親さんスタートで、皆さん、ファミリーホームに転換していただいています。

○伊藤座長 本当に目標が各区1ファミリーホームで、堺だから実現できる里親支援体制も含めてなんですけれども、モッキンバードファミリーモデルに近いものを堺市で実現できるんじゃないかと。その各ファミリーホームがハブホームになって、その地域の里親家庭の支援をしたり、レスパイトを受けたりっていう仕組みを堺で作りやすい。福岡なんかもモッキンバードを入れて外部委託率上げてきた、その里親支援体制ですね。モッキンバードファミリーモデルを意識した堺市では各区での里親支援体制みたいなビジョンを描けるとよりいいのかなと、私もこのファミリーホームの計画は見ていて思いました。ただファミリーホームに難しいお子さんを長期でお願いしがちなので、ファミリーホームのSVをどうするかというところで、やっぱり里親支援センターがとても大事だと思うのですが、気になっているのは、里親支援センターの設置数、整備すべき見込み量1ヶ所なのに、資料2の6ページで、整備目標になると設置の検討ということで数字なしになっているけど、これどういうことですか。

○事務局 必要だと思って整備するんですが、担保が計画上、確実に取れていないので、設置の検討という形でさせていただいています。堺市庁内の事情もありますので、それも含め検討させていただいています。ここにいるメンバー全員がセンターは必要だと思って進めています。

○伊藤座長 今、フォスタリング機関として、リーフが堺の里親支援をやってくれていますが、リーフがそのままというか、基準を満たすように職員配置とかを整えなければいけません、リーフが里親支援センターになっていくイメージで整備をしていくのか、そうではなくて、リーフはリーフでこれまで通り民間フォスタリング機関としてご活躍いただいて、別のところが里親支援センターを設置していくのか、堺市として何かその辺のビジョンはあるんですか。

○事務局 それをこの計画に書ききるのは難しいんですが、庁内で事業者の選定についての打ち合わせと、議論はしております。その事業者につきましては、リーフもしくは

他事業者というところも全て考えています。様々な可能性を模索していきながらやっていければと思っております。

○伊藤座長 選択肢として、4ヶ所ある養護施設に里センが配置されるとか、乳児院が新しくできましたよってことで、社会福祉法人の力をお借りして作っていくっていうのも一つあるかもしれませんが、いやそうではなくて、もう少し民間の施設とは距離もある機関とか、団体に頼んでいくのもあるでしょうし、いろんな戦略の立て方があると思うんですね。いずれにせよ里親を増やします、委託を増やしますってなったときに、必ず支援体制を同時に整えていかないと、不調が増えるだけになるので、そのところの支援体制をどう作っていくのか、きちんと考えていく必要があると思っています。それでは3つ目に移らせていただきます。施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みということで事務局の方からお願いします。

○事務局 (3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (説明)

○伊藤座長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等ご発言をお願いします。

○池尻委員 8ページ取組方針のところの小規模地域分散化等につきまして、職員配置の現状もありますから、考えながらっていうことを書いていただいているんですが、実際その通りだなんて考えています。私がいた施設でも、2年前に入ってきた職員が2年後には全員辞めるなんていう現状もありまして、本当に職員が定着しないのは、一般には給与面もありますし、自分のやりたいこととマッチしていない等々もあるんですが、施設の中でできてないってところもありますし、こちらとしてもリクルートが全然進んでいないってところも大きいのかと思います。和泉堺部会合同で7月に、施設主催で就職フェアがあったんですけども、私の入職する前の7月にも同じことがあって、閑古鳥が鳴いているような状況で、本当にびっくりして、例年そうじゃないんですって聞きながら、堺市として、その人を集める、そこで集めても定着してもらわなければ意味がないので、定着するっていうところをどのように考えておられるのかなというところをお聞かせ願えればなと。

○事務局 小規模地域分散化等につきましては、スピード感を持ってやるのは絶対に駄目だと思っています。施設さんと協議していきながら、進めていくべきものです。子どもことを考えると、大人の事情で進めて駄目だと思っています。あと、人材確保につきましては、本当に施設さんの方からの要望等々いただいて、堺市の方でも様々な補助

を考えるような仕組みをもっともっとやっていかなければならないと思っていますので、こども園とか保育所とかと横並びの給与・福利厚生体制に児童養護施設等がなれるのかというのは、なかなか難しい課題点はあるんですけども、この分野を目指すその若者たちは非常に志を持ってきてくれているという実情があるので、定着するように、施設の方でも、我々行政の方でも、バックアップしていきながら、やっていければなと思っています。

○伊藤座長 里親さんのリクルートも大事なんですけど、職員のリクルートと定着も大事で、そちらの支援も行政として、どう施設にバックアップできるのかとか、もちろんその職員さんのリクルートって、各社会福祉法人さんのいろんな工夫とか努力とか、あと施設連盟とかでやっていると思うんですけども、そちらの方もやはり同じようにご支援が必要とは思ってますし、あとベテランが育ってない中で、拙速で小規模化を進めると、そのホーム自体がやっぱり崩壊してしまうので、職員育成と職員確保と育成定着と小規模化っていうような段階を経た小規模化が大事だと思っている。その施設職員の確保育成の部分について、行政が何が、どんな支援ができるのかとか、この計画の中でどう見込んでいるのか、他の自治体はどうしてるのかも、見ながら検討してもらえたらというふうには思います。

○田中委員 今の職員の採用とかどうですか。逆に言ったら井上先生。

○井上委員 職員の採用は 10 年前に比べたらかなり少ない状況で、とにかく学生さん自身の全体の数が減ってしまっていて、養成校で、今年も短大がなくなるっていくということを知っていますし、学校でも 60 人募集しているのに、30 人から 40 人しか来てないんだとかというお話も聞きます。ですから、学生さんが減っている中でのリクルートになっています。

○伊藤座長 少子化の影響で大学生が減っている中で、その大学生の中で独自に福祉がやりたいって人が少ない中で、みんなでとりあひみたいな感じですけど、ただ、社会福祉法人によっても非常にばらつきがあって、別の自治体になりますが、同じ児童養護施設を運営する法人で 20 人落としたと。採用以上の応募者が来て、20 人の不採用でそれでも成り立つ、そういう体制でやっているところもあれば、そうじゃないところもあるので、それぞれの法人だったり自治体だったりとかの努力の成果みたいなのところがあったり、もしくは、待遇の面とかも大きいと思うんですが、なので、どうグッドプラクティスからどう学ぶかっていうことはとても大事だと思います。

○井上委員 やはり一番今問題にしているのが定着ですね。職員がどれだけ長い間勤め

てもらえるか、これは本当に大きな問題。私どもは比較的定着率が良いんで、特によその施設、これが今後の課題になってくるのかな。各自治体で児童相談所の職員数をどんどん増やしていますよね。それと新しく児童相談所をあちこちに作る動きがあります。ですからその関係でやはり福祉を目指す人材っていうのは限られているんですね。だからその中の人材の取り合いやっていう話を聞いたことがあります。東京の方のある自治体の話を聞くと、職員がその児童相談所のワーカーと話しに行ったら、そこでリクルートされた。そういう話聞いたことがあります。そういう人材の取り合いっていうのも実際に同じ業種の中で起こってるというのが実態みたいですよ。小規模化というものに関しては、小規模になればなるほど、職員数が配置は必要ですけど、できなくて結局諦めてしまうのがたくさんあると感じています。

○伊藤座長 施設職員の勤務経験がある人が児相に行くことは悪いことではない。その人のキャリア的にも体制的にも悪いことではないし、児相の勤務経験がある人たちが施設来ることも、その経験を次のキャリアで生かしてということもあるので、人が動くこと自体は良いですが、やはり、その施設の中で養育者がコロコロ変わるのは子どもの環境には良くないので、そういったところは、それぞれの施設で工夫をしていけるかというところが大きな課題かなと思っております。

○神田委員 私も関わってる堺市の施設も同じ状況です。小規模化するということは、子どもたちが6人で家庭的ケアができるんですが、職員の交代制を考えると、子ども6人を1人の職員で見ることが基本になってしまうので、新人職員さんが1人で夜勤に入ると、本当に難しい。小規模化が始まって、すぐは子どもたちも慣れなくて、新人さんが入った夜勤はみんながやんちゃすることも起こってました。SV的な役割を担う人も少ないので、堺版のゆとりのある職員体制であったり、何か工夫がないものかと思います。繰り返しになりますが、他府県の施設を回っていると、全然、職員が辞めない施設もあるんです。フォロー体制がしっかりできているんだとは思いますが、ぜひ職員さんが安定してやりがいを持って勤めるような施設になってもらいたいと思っています。

○伊藤座長 先ほど池尻委員も、やりたいことがやれないっていう理由で、退職される職員さんもいるってことだったんで、皆さん、やはり児童養護の仕事がやりたいと思ってここに来るのに、何かやってみたら思っていたのと違って、これって各施設でどうしていくかという、ここの計画になかなか盛り込んでいくことは難しい。数値目標として上げていくかということは難しいことなんですけれども、そういった問題をここで共有しながら、どうやって小規模化の目標数値を上げていくのかということも大事なかなと思います。あと、事務局の方から先ほど各施設回ってという話もありましたけれど、各施設で、例えば、つけている加配であったりとか、施設長の方とかいわゆる経営に携わ

っている方が、使えるものを全部使っているのかということをチェックしていただいて、本庁の方から、こういう事業がありますとか、こういう形で行政の方から助成ができる選択肢がありますよってということで、コミュニケーションとか情報共有も大丈夫かと思っています。それはここには載ってこない内容だと思いますが。

○村上委員 僕が居た施設では、ほとんど職員の入替わりもなく、今、行っても知ってる先生がいたりするような状況で、皆さんのお話を聞いてると。本当に施設に居たんだなと思います。聞きたいことがあって、小規模化するメリットと、あともう一つ高校生ぐらいになってくると、5人6人を1人の大人が見て指導して、すごく難しいなというふうに思いまして、やっぱり高校生ぐらいになると、お友だちの幅とかもすごく広がってきますし、夜とか帰ってこなかったりとか、そういうふうになっていく子もすごい増えてくると思います。いろいろメリットデメリットがあるんですけど、そういう子に対してどういうふうにしていくのかなって、施設に全部丸投げすると絶対しんどいと思いますし、市として、どういうふうな対応を考えておられるのでしょうか。

○事務局 一点目の小規模化のメリットをお伝えさせていただきます。大舎と小舎とか中舎とかございます。基本、堺市の児童養護施設は大舎なんですけど、それを小規模化するというので、大舎で言うと食堂であったり、お風呂であったり、かなり大規模なところで子どもさんが育つというところになりますけど、小規模ユニットでいいですよと、普通にバスとかトイレが、こじんまりしている。より家庭に近い環境で育つというところもございます。子どもさんの部屋につきましても、個室になって、大部屋ではないというようにことにもなります。また、対する職員さんの愛着という部分につきましても、一定、大舎より個別ケアができる、お話ができるのが良い点です。どこまでいっても、里親やファミリーホームとまではいかないですが、大舎の児童養護施設より小規模で、愛着、ハード面も含めたより家庭的に近い環境で子どもさんが育つことができるようなコンセプトのもと、国の方でも堺市の方でも、それを増やしていきたいというふうに考えています。

○伊藤座長 日本とか堺だけではなくて、国連が小規模化を進め推奨しているので、国際的な流れになっていることが一つです。もう一つが今、メリットとして家庭的な生活のこと、愛着のことと職員のことを言ってくださったんですけど、もう一つ大事なことが、子ども間の暴力を防ぐということで、一つのお風呂に複数の子どもが入って、そこで性的な子ども同士の加害被害だったり、相部屋の中で夜中に子ども間のいろんな暴力があったりするので、プライバシーの保護とか、子ども一人一人の権利を守っていくということで、なるべく小さい単位で生活をして、大人の目が行き届く中で、子どもの安全安心を守っていくというような趣旨で、世界的に小規模化が進められている。大舎

の施設はなくしていくのが、国際的なトレンドになっています。あと年長児の対応について、年齢の大きい子6人を1人で見るとおっしゃったんですけど、実はそれは、今日の1つ目のパーマネンシーのところから、パーマネンシーと小規模化のところを合わせてみたときに、幼児ユニット小学生ユニット中学生ユニットで6,6,6でいくっていうのは違うんです。そうしたら同じ施設にいても、幼児のときはこのユニット、小学校だったらこのユニットって変わらなきゃいけないから、これはパーマネンシーにならないんですよ。なので、施設の養護施設自体がパーマネンシーではないんだけど、例えば伊藤ホームに居たら、幼児さんで入ってずっと高校生まで同じホームで同じ職員が見ていくみたいな感じで、そこの子どもの年齢構成も、みんな同じ年齢にはならないとか、それが一応小規模化をしていく上での理想の形と言われている男女混合、年齢も縦割り横割にはしないみたいな形でやっていくものを一応目指している感じです。

○村上委員 一つの建物の中に男の人女の人と一緒に住んで、ちっちゃい子大きい子問わず一緒に住んでるような形になるっていう考えですか。

○伊藤座長 子どもが6人ぐらいで、そこで大人がみていく。男女別でやっているところもありますけれども、LGBTQとかもう男子寮女子寮って言われても、どっちに入っているかわからない子どもたちも増えていますので、もうあまり分けることがナンセンスではないかというような議論も進んでいます。

○村上委員 ちっちゃい建物に6人とか5人とか、男女のLGBTQの話もわかるんですけど、そういうようなところに住むと、常に職員がいて見張ってて、つてなったらいけると思うんですけど、絶対いない時間とかも出てくると思うんですよ。現実的に考えて、そういうときに何かあったりしたときにどういうふうに対応したり、誰が責任取ったりするのかという部分で、少し難しいところもあると思うんですけど、その辺はどのように考えておられるのですか。

○井上委員 もう言われている通りで、この制度自体が私はナンセンスと思います。というのは、実際問題として、そういうふうには異年齢の子どもが一つの建物の中に一緒に生活する。それはあくまで他人が来ます。その上で、その子どもたちは、小さいときから性的なそういう被害受けている子どももたくさんいるんですよ。そんな中での話なので、そういう子どもたちをそういう中に入れて、果たしてきちんとした生活をおくれているのかということに関してものすごいです。ですから、本当にそれをやろうとするのが、理想としてはいいんでしょうけど、本当に1対1ぐらいに職員がきちんと就く、しかも24時間つけるぐらいですよ。ですから実際問題としては、職員が18人で、子どもが6人ぐらいの感覚でみるんだったら多分いけるかなっていう気がします。ですから現実

問題、これだけ少子化が進んで、いろんなことを我慢していく部分においては、かなり難しい部分が出てくるかな。

○伊藤座長 この会議は、小規模化のぜひを問う会議ではなくて、小規模化を進めるためにどうしたらいいかということを考えていく会議なので、この議論は、ここまでにさせていただきたいと思いますが、村上委員のご指摘も大事だったんです。今おっしゃってくださった職員がたくさんいるってことは、どうしても最初の人材確保とか人材育成のところと、その支援をどうするかというところに繋がっていくと思うので、その懸念もありながら子どもたちのために小規模化を進めていくということで、こういった目標値を立てております。あと小規模化だけではなくて多機能化ということで、一時保護の専用施設が今の堺にまだないので、資料2の7ページの真ん中辺にありますけれど、一時保護委託を専用を受けられるスペースを2施設確保するということを令和11年度までの目標にしておりますので、これもぜひ進めていただきたいと思います。施設に入所している子どもたちが、一保とかショートの子と一緒にプラス、やっぱしんどいって子どもらの声で上がってきていますので、これは子どもらの声を実現するという意味でも、ぜひ実現、施設の確保いただけたらと思います。4つ目の、社会的養護の自立支援の推進に向けた取り組みで、事務局の方からすいませんご説明をお願いします。

○事務局 (4)社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (説明)

○伊藤座長 ただいまのご説明につきまして委員の皆様からご質問、ご意見等ご発言をお願いします。いかがでしょうか。

○神田委員 自立援助ホームができているというのを知らなくて、どんな実施主体でどんな内容ですか。

○事務局 NPO法人のぬつくです。大阪府でもやっている。

○神田委員 女の子専用の自立援助ホームですか。

○事務局 堺市においては、男性6人定員の自立援助ホームとなっております。

○伊藤座長 男子6人がやっとできたんですけど、女子の自立援助ホームがまだないので、今後どうしていくのか。例えば今後、アフターケアとか退所者支援事業をやっていく中で、その女子のニーズもあるよねっていうことになれば、堺市として女子の自立援助ホームもどう作っていくかっていうことも検討していくっていうそういう分析も

今後は必要かとは思いますが。

○神田委員 自立援助ホームは、生活基盤が整わない高校生の支援が中心となっていると書かれているんですが、大阪市も自立援助ホームがいくつかあるんですが、男の子の「そらまめ」ありますよね。実態としては、在宅の高校生中学生も含めてですが、高校生がほとんど全員そこから大学に行くのを支援するというふうに、形を変えていて、就職をしている子どもは、ほとんどいない現状なんです。就職支援は各児童養護施設がフォローをされていて、子どものニーズに合わせたそれぞれの活動も変わってくるのも実感しています。堺市の自立援助ホームは高校生の支援が中心というのは、子どものニーズに合っていると思いますが施設とも連携をするのがより望ましいと思います。

○伊藤座長 ニーズ調査大事だと思うんです。大阪市の場合は、そらまめはそうだけど、別のホームでは社会人が結構いたり、高校中退で働いている男の子がいたりとか、大阪市もいくつか事例があるので、結構、分担して、利用層は違ってるかなという感覚を持っています。なので、高校に行ってる子はそっちが使いやすいし、就職してる子はこっちの方が、使いやすいと思うので、堺市の自立援助ホームを必要とする子とか、施設を出て地域で暮らしてる子がどのあたりを必要としているのかというところは、今後、施設とコミュニケーションを取りながら、アフターケアを始めてみないと、どんな相談がたくさん集まってくるかはわからないと思うので、現状で各施設が行っているアフターケアの内容はどんな内容なのかというところの分析は大事な思います。あとアフターケアとか自立支援やっていくときに、退所して最初の1年ぐらいは連絡取れるけど、2年3年経つとだんだん連絡取れなくなっていくので、連絡先をずっとキープできるかどうか、関係をずっと継続できるかどうか、今回、年齢要件が撤廃されたことを、活用していく上では大事だと思います。なので、その辺りの名簿管理の支援みたいなところは、行政とか相談所と施設等で一緒にできたらいいのではないかと思います。資料2の10 ページのところで、自立支援に向けた取り組みで、今回からⅠ型Ⅱ型Ⅲ型っていうのができていて、Ⅰ型が自立援助ホームで、Ⅱ型が養護で、堺には4ヶ所あるので、それぞれ自分の施設の出身者を中心ってことなんですけれど、Ⅲ型をどうするかというのは具体的な絵が必要だと思うんですね。里親、ファミリーホームを出た子の支援って誰がしているのか。何もしてないんじゃないかとか、もしくはそれぞれの里親さんがボランティア的にやってるんじゃないか、ということであれば、これをどう堺市として、里親家庭から出て、就職した子とか進学した子を、里親さんの家庭を実家のように使うのはもちろんいいことなんですけど、それだけじゃなくて、それ以外で、その里親家庭で育った自分の経験を、シェアできる当事者団体というか、そういった里親・ファミリーホーム家庭を育ったⅢ型の児童自立生活援助事業をどうしていくかっていうのが、整備すべき見込み量で随時ってあるんですけれども、こちらは本当にニーズがないのかとか、

ニーズがあるとしたらどんなものなのかっていうのはどうですか。

○事務局 随時の意味は、対象のお子さんがいれば、必ずその里親さんファミリーホームにお願いして、この事業をやってくださいというアプローチの意味での随時なので、発生対応というようなイメージで持っています。

○伊藤座長 もう少し分かりやすく書いていただきたらと思います。体制としてどう整備していくかも、もう少し絵もあってもいいのかなとは思ったりしました。以上でご準備いただいた審議事項全て終了となりましたので、進行を事務局の方にお返しします。

○司会 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。それではこれにて本日の懇話会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。